

第1回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和3年3月25日（木）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

出席者

[メンバー] 菊井 健一、熊岡 寛展、黒田 尚弘、若菜 克己、田中 美乃里、
福井 八洲雄、牛嶋 美代子、菊池 俊一、安重 宣子、飯野 幸、
和田 修芳、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、松田 政治、
深澤 忠房、歌代 光雄

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課

課長 黒羽 秀昌、係長 大野 宏子、主任 楠元 仁、主事 宮上 敦久

欠席者

[メンバー] 中尾 裕一、小林 太樹、徳本 恒徳

[オブザーバー] 公益財団法人かながわ海岸美化財団

会議公開の可否

可

傍聴者

2名

会議次第

1. 開会

2. 議題

(1) 逗子海水浴場の運営に関する検討会について

(2) 今年の夏の海水浴場開設へ向けた検討・協議

(3) その他

3. その他

配布資料

- 資料 1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会要綱
- 資料 2. 逗子海水浴場の運営に関する検討会メンバー一覧
- 資料 3. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール案
- 資料 4. 2021 年度（令和 3 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
- 資料 5. 令和 3 年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール（案）
- 資料 6. 2021 年度（令和 3 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表
- 資料 7. ルール改正部分の説明資料

参考資料

- 資料 1. 「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」及び「同条例施行規則」
- 資料 2. 令和 2 年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書
- 資料 3. 「海水浴場ルールに関するガイドライン（令和元年度版）」（神奈川県）
- 資料 4. 「海水浴場ルールに関するガイドライン（令和 3 年度版）新旧対照表（案）」（神奈川県）
- 資料 5. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
- 資料 6. 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 開会

事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの頭撮り、配布資料について説明。

2 議題

(1) 逗子海水浴場の運営に関する検討会について

- ・事務局から検討会について次のとおり説明を行った。
 - 検討会は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（以下「条例」という。）第3条第2項の協議の場及び、神奈川県が策定するガイドラインを踏まえたルール協議の場である。
 - 所掌事項は、条例に規定するルールに関すること、ファミリービーチとしての振興に関すること、条例及び条例施行規則に関すること、その他市長が必要があると認めたことについて協議・検討して市長に報告する。
 - メンバーは20名以内をもって組織し、その構成は公募による市民、商工・観光団体から推薦された者、逗子海岸近隣町内会・自治会から推薦された者、児童・青少年関係団体から推薦された者、防犯団体から推薦された者、逗子海岸で活動する事業者から推薦された者、関係行政機関の職員、市職員、その他市長が必要があると認めた者とする。
 - 検討会スケジュール案については、海水浴場開設可否は未定だが、開設に向けたスケジュールとなっており、開設できない場合は対策等について改めて報告させていただく。
 - 座長及び副座長をメンバーの互選により決定する。
- ・メンバー及びオブザーバーの自己紹介を行い、要綱に基づきメンバーの互選により座長・副座長を決定した。
- ・座長については、田中氏、熊岡氏が候補となり、田中氏と決定した。
- ・副座長については、歌代氏と決定した。
- ・事務局から座長に司会進行の引継があった。

(2) 今年の夏の海水浴場開設へ向けた検討・協議

- ・条例及び施行規則、県ガイドライン、令和2年度検討会報告書、現時点での事業者・利用者ルール案について、事務局より説明。
 - 海水浴場開設可否は現在のところ未定だが、開設する前提で議論いただきたい。開設する場合、ウォーターパークも実施する方向で調整を進めており、特に個別の感染症対策については神奈川県に確認中である。
- ・事業者・利用者ルール案について、意見はなく原案のとおり承認された。
- ・令和3年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール（案）について、事務局より説明。

- 神奈川県海水浴場ルールに関するガイドラインに則り、県作成の（別冊）新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール案を基に、飲食業と社会体育施設のガイドラインから必要と思われる部分を網掛けして盛り込み、逗子市オリジナルのルール（案）を作成した。
- ・感染防止に関するルール案に対し、次のとおり議論があった。
 - 海水浴場開設中に想定される状況を共通認識としてもてないか。
 - 海水浴場開設時にはほとんどの海水浴客がワクチン接種を受けられていないことが想定される。報道であった神奈川県知事の発言から、今の第四波も緊急事態宣言もない状況であれば開設できると考えているのではないかと捉えている。去年は新型コロナウイルスがどういうものか分からなかったが、今は分かっていることもある。
 - 去年の県のガイドラインでは来場者に1 mの間隔を空けさせる等の条件があったが、今年のガイドラインではどうなったのか。
- ⇒去年は新型コロナウイルスに対して不明な点が多く、実施が困難な項目があったが、現在は様々な知見が得られており、それらを反映させた国のガイドライン等を踏まえて、今年の県のガイドライン（案）が実現可能なものとして作成されたと聞いている。
- 現在のところ身体的距離の目印となる工作物の設置等を条件とする予定はないが、神奈川県ガイドラインの決定時期は未定である。
- 海岸組合としては感染防止に関するルールを守ったうえで、利用者ルールをホームページや SNS で発信し、店内での定期放送も考えている。また、神奈川県感染防止対策取組書の登録を出店条件にしようとも考えている。さらに非接触型会計の全店舗導入や海の家前にフラッグを立てて身体的距離の目印にすることも検討しているが、フラッグについてはスポンサーとの調整も必要なため未定である。
- 来るもの拒まずの状態では身体的距離の制御が難しいため、人数制限等ができないか。
- ⇒公共の場である海岸を入場制限することは難しいため、混雑具合の発信を行うことで来場者が来訪前に判断できる状態にしたいと考えている。
- 大声で話す人をどうにかできないか。利用者のマスク着用は必須なのか。
- ⇒大声で話すことは飛沫感染の恐れがあるため注意喚起の方法については検討する。マスクについては熱中症の恐れがあるため必須ではないが、未着用で話す場合は手や腕で口を覆う等をお願いしていく。
- 屈強な警備員を配置することはできないか。また、マナーアップ警備は定期巡回であるため、何かあった時にその場で通報できるような体制を用意してもらいたい。
- ⇒警備事業者については一般競争入札で決定しており、屈強であることを条件とすることは作為的に特定の事業者を選ぶことになってしまうため難しいが、現在は警察 OB の警備員を配置することを条件とすることで実効性を担保している。また、警備員は監視所に詰めているため、何かあれば監視所に連絡をいただければ対応できる。
- 感染防止に関するルールについても監視所に連絡していいのか。

⇒問題ない。

- 感染防止の取り組みのアイデア出しはできるが、我々が対策を考えることは難しいと思う。
- 海岸で大勢の来場者に対して検温等の対応はできないと思う。
- 来場者全員の体温チェックは難しいため、海の家で体温チェックしてもらるか監視所に体温計を置いて測ってもらう等、ある程度ターゲット絞って対応することはできるかもしれない。
- 更衣所を使う人には体温チェックできると思うが、飲食の客全てに対して行うことは難しいと思う。
- 海の家ロッカー利用者等の名簿を作成することはできないか。
- 追跡アプリ等の利用を呼びかけることが現実的だと思う。
- 利用者から海の家従業員に感染させないことが重要であり、感染した場合でもすぐにチェックできる体制を整えることで従業員も地域も守ることに繋がればと思う。
- マスクを持たずに海の家に来る人もいると思うため、海の家でマスクを売る等の対応も課題としてあると思う。利用者名簿の作成やマスクを買ってもらうことなどで利用者の意識が向上され、守れる人だけが来るような意識になれば良いと思う。
- 駅前の横断幕にマスク着用等を書けないか。

⇒検討していきたいと思う。ルールはルールとして定めるが、新たな知見等が出てくれば取り入れられるものは現場の運用で取り入れたいと思う。

- 新しい項目を加えるよりもまずはこのルールを守ってもらうべきではないか。海の家などでルールが守られているかをチェックすることが市民としてやることであり、感染リスクを抑えることにもなると思う。
- 公共交通機関に協力いただき、駅等で体温測定器を設置してもらい、体調が悪い人は帰ってもらうとかはできないか。

⇒市が置かせてもらうのか、駅に取り組みをお願いするのかで違いはあるが、市の担当課に話してみたいと思う。

- 感染のリスクを市民が負うことに対するメリットを明確にしてほしい。
- 海水浴場は市民も楽しめるためこれ以上のメリットは必要ないと思う。
- それもあると思うが、今回はリスクが大きすぎるためメリットがいると思う。

(3) その他

- ・事務局から、令和2年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書において課題となった事項について、対応等の説明があった。
- ルールを理解できない外国人に対しては事前周知を充実させ、意図的にルールを守らず何度も注意を受ける利用者には要件などを整理したうえで退場の勧告を行うことで対応する方向で検討・調整している。

- 海上の安全対策については、海上の監視業務を手厚くし、標識ブイの追加設置で対応する予定。
 - ブルーフラッグについては、市民と一体となって取り組めるように海岸組合と協働で取り組んでいきたいと思うので、ご理解・ご協力をいただきたい。
 - 西浜の砂が減少している件については、神奈川県へ要望を引き続き行い、養浜の計画で砂の増加やしゅんせつした砂が使われるよう対応していく。
- ・事務局の説明に対し、次のとおり議論があった。
 - ルールを理解できない外国人への対応をどうにかしたいと議論したにもかかわらず、ルールに反映されていないことは遺憾であるが、今年の運用で対応するということがいいか。
 ⇒内容は今後詰めていくが運用の中で対応していく。
 - 西浜の砂が減少している問題と海岸中央の通路に水が溜まる問題を避けているように思える。砂浜が無くなるかもしれない問題が県への要望だけでいいのか。これだけの人が集まっているので知恵を出し合って対策を考えていく流れとして議題に加えてほしい。
 - 振興策よりも環境の議論が先ではないのか。
 - この検討会は海水浴場のルールを話し合う場であり、環境問題まで扱うのは検討会の範疇を超えるため、取り扱うのであれば別の会議等でやったほうがいい。
 - この話をするなら環境都市部のメンバーが入らないと議論できない。あくまで観光面での検討会であり、環境面は問題提起のところまでになると思う。

3 その他

- ・事務局から、今後のスケジュールについて、次のとおり説明があった。
 - 本日いただいた意見等を踏まえて4月下旬を目途に「事業者・利用者ルール」及び「感染防止に関するルール」を決定する。5～6月にもう一度検討会を開催させていただき、海水浴場を開設する場合は振興策について議論いただき、開設しない場合は今夏の海岸対策について説明させていただく。